

ふたば便り

ふたば税理士法人

旭川事務所：旭川市神楽 2 条 7 丁目 4-18

tel(0166)69-2800 fax(0166)69-2801

札幌事務所：札幌市北区北 7 条西 6 丁目 2-34 キタビル 7F

tel(011)717-5611 fax(011)717-5612

2009 年 10 月号 (Vol. 86)

事業承継について

最近、「事業承継」が注目されています。去年の 10 月から施行されている、いわゆる「経営承継円滑化法」がきっかけとも言えますが、そもそもこの法律ができた背景には中小企業経営者の平均年齢が 60 歳近くになり、経営者の交代時期がせまっている中小企業が多く存在するという事情があるようです。

事業承継の対策を考えておかないと、

- 株式を後継者に集中させることができず、会社の経営基盤が安定しない。
- 株式の相続をめぐって親族間で争いが起きる。
- 思わぬ税金がかかる場合がある。

といった問題が発生する可能性があります。事業承継と相続の問題は早いうちから対策をとっておくのが一番です。事業承継には経営ノウハウの円滑な承継という重要な側面もありますが、ここでは技術的な側面のみに注目してみます。

◆後継者へ経営権を集中させる方法

1. 生前贈与や遺言の活用

社長が持っている株式を後継者へ渡す方法としては、タダであげる「贈与」や、遺言を活用して株式を相続させる方法があります。

2. 後継者による株式の買取り

贈与によった場合には多額の税金がかかる場合もあるため、後継者が社長から株式を買い取る方法もあります。後継者に買取り資金がない場合には、会社が社長から買い取るという方法もあります（会社が自分の株式を買い取ると「自己株式」となり、その部分の議決権がなくなる結果、後継者に経営権を集中させることができます）。

3. 種類株式の活用

一部の株式の議決権を制限したり、拒否権をつけたりした「種類株式」を活用して、後継者へ経営権を集中させる方法もあります。

◆事業承継に係る税金

1. 贈与税・・・株式などを誰かにタダであげる場合には、贈与税がかかります。ただし、年間で 110 万円までは贈与税がかかりませんし、「経営承継円滑化法」を使う方法もあります。
2. 相続税・・・「5,000 万円＋法定相続人の数×1,000 万円」を超える財産の相続があった場合には相続税がかかります。ただし、「経営承継円滑化法」を使う方法もあります。
3. 所得税・・・株式の売買や贈与を行う場合には、株式の「価格」が問題になります。価格が高すぎたり低すぎたりすると所得税がかかる場合もありますので、いわゆる「額面金額」で安易にやりとりしないよう注意が必要です。

【セミナーのお知らせ】

11 月 25 日（水）弊法人主催で「事業承継セミナー」を開催いたします！！ 場所は大雪クリスタルホール 開始時間は 14 時、終了時間は 16 時を予定しています！ 多くの皆様のご参加をお待ちしております！！

秋はおいしい
食べ物の
季節ですね！

